

平成31年(ネ)第3292号、第5000号  
控訴人(一審原告ら)村田弘 外  
被控訴人(一審被告ら)東京電力株式会社、国  
福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件

## 控訴審準備書面(21)

2021(令和3)年10月8日

東京高等裁判所 第23民事部 Cイ係 御中

控訴人ら(一審原告ら)訴訟代理人	弁護士	水地啓子
同	弁護士	本間豊
同	弁護士	小賀坂徹
同	弁護士	山崎健一
同	弁護士	栗山博史
同	弁護士	黒澤知弘

### 1 はじめに

1審被告東電は、令和3年5月14日口頭説明において、原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針等について、「自主的な解決に資する指針」であり、「高い水準での賠償を行うことによって、訴訟が大量に提起されることを回避することを期待」したものであり、その金額は、「大多数の被害者が充分に救済される賠償額」であるなどと主張する。

しかし、このような1審被告東電の令和3年5月14日口頭説明における主張が、あまりに実態と剥離したものであるため、以下のとおり反論する。

### 2 中間指針の位置づけについて

まず、原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針の位置づけについて説明する。

原子力損害賠償紛争審査会の指針は、平成23年4月から平成25年12月にかけて定められたものであり、その後の改訂は、福島県都市部の平均宅地単価の推移に合わせて一部変更したのみである。本件訴訟において、控訴人らが主として請求する精神的損害に関する指針は、平成23年8月5日に定められた中間指針、平成23年12月6日に定められた中間指針追補が主であり、その後は、平成25年12月26日に定めら

れた第四次追補において、一部区域の精神的損害について一部追補されたのみである。

そもそも、平成23年8月5日に定められた中間指針は、「本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下」で、あくまで「原子力損害の当面の全体像」を示したものに過ぎない。その後の追補についても同様である。つまり、避難指示の解除の時期も見通すことすらできない、未だ被害の全体像が分からぬ状況の中で、策定されたものである。そうであるが故に、中間指針自身が、「中間指針に明記されていない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要」と明記し、1審被告東電に対しても、「明記されなかつた原子力損害も含め、…迅速、公平かつ適正な賠償をおこなうことを期待する」と注記しているのである。中間指針を策定した原子力損害賠償紛争審査会として、中間指針に定められた金額の賠償のみ行えば多くの被害者が救済されるなどと考えていなかつたことは、この文言からでも明らかである。

しかも、中間指針が定められるにあたっては、被害者が、本件原発事故によっていかなる精神的苦痛を負っているか、すなわち本件事故による具体的な精神的損害に関する調査は、一切なされていない。原子力損害賠償紛争審査会は、自主的な紛争解決の指針を策定するにあたって、「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」ができるとされているが（原子力損害の賠償に関する法律第18条第2項第3号）、専門委員による調査は平成23年7月までに実施されたものにとどまっており、その内容も、主に事業者がいかなる損害を受けたかという点のみである（第10回原子力損害賠償紛争審査会配付資料参照）。精神的損害として額を決める目安とされたのは、過去の事例程度であつて（第8回原子力損害賠償紛争審査会配付資料1-2参照）、本件原発事故による具体的な精神的損害の実態に関しては、原子力損害賠償紛争審査会においては何ら調査・検討はされていない。もとより、本件原発事故は、過去に国内はおろか世界でも前例のない未曾有の事故であり、過去の例の調査のみをもって、本件事故の被害者にもたらした損害を把握することは不可能である。

すなわち、中間指針を定めるに当たって、「高い水準での賠償を行うことによって、訴訟が大量に提起されることを回避することを期待」した議論など一切行われていない。未曾有の本件事故について、充分な被害実態の調査もなされないままに定められた本指針が、「高い水準での賠償」になることなど考えられないのである。

この点、1審被告東電は、昨年9月24日に開催された第52回原子力損害賠償紛争審査会において、「中間指針のみで賠償可否について判断、断言するようなことはしないなど、中間指針を正しく理解するため、より充実した内容の教育を徹底して参ります」などと発言している。にもかかわらず、本訴訟の場で、1審被告東電から、中間指

針の策定経過も何ら顧みることなく、中間指針のみで大多数の被害者が救われているなどという主張が出来ること自体、二枚舌とでも評価すべき態度である。

### 3 直接請求の実態と東京電力の説明

いわゆる直接請求の流れは、以下の通りである。

- ① 1審被告東電が、同社が作成した請求書式を被害者に送付する。

なお、請求書式は、損害項目ごと、避難指示区域ごとに細かく分かれしており、添付書類も細かく分かれている。所定の添付書類が付いていないと、請求すら認めないことも多々ある。損害項目によっては、被害者側が請求しないとそもそも請求書式が送られて来ないものや、一定期間の損害賠償について合意していないとその後の期間の請求書式が送付されて来ないものもある。

- ② 被害者が、送付された請求書式の必要箇所に記入し、1審被告東電に送付する。
- ③ 1審被告東電が、その請求書を精査して、「合意書」という名目で1審被告東電が支払う額を提示する。このとき、1審被告東電は、損害項目ごとに支払額を明示している。
- ④ 被害者が送付された「合意書」に署名捺印して1審被告東電に送付すると、賠償金が支払われる。

この流れを見ても、直接請求において東京電力が支払われた賠償額は、1審被告東電側から損害項目を指定し、額を提示したものであることは明らかである。つまり、1審被告東電が賠償した金額は、1審被告東電自身が自認した額であると考えるほかない、他の項目に充当することなどおよそ予定されていない。

にもかかわらず、それを、1審被告東電が「実際には支払いすぎている」「他の損害項目で考慮を」という主張自体、不意打ち以外の何物でもなく、信義則にも反する対応というほかない。

### 4 ADR(和解仲介手続)の実態と東京電力の対応

#### (1) ADRと中間指針の関係

上述したとおり、原子力損害賠償紛争審査会は、指針を定めた上で、和解仲介手続を行うものとしている（原子力損害賠償に関する法律第18条第3項）。ただし、今回の原発事故では、多数の被害者との紛争が想定されることから、原子力損害賠償紛争審査会が直接和解仲介を行うのではなく、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）が開設され、和解仲介は同センターにおいて実施されることとなった。

つまり、原子力損害賠償に関する法律は、原子力損害賠償紛争審査会が指針を設け、同指針に従って和解仲介を行うことによって、被害者の救済を予定している。法律上の建付けとしても、指針に従った賠償のみで「大多数の被害者を救う」ことを予定しているものではない。

## (2) ADRにおける東京電力の対応

では、ここで、実際のADRにおいて、東京電力がどのような対応をしているかを見る。

まず、東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から支援を受けるに当たって、特別事業計画を策定しているが、その中で、いわゆる「3つの誓い」の1つとして、「和解仲介案の尊重」を掲げている。しかし、平成25年以降、東京電力が和解仲介案を拒否したために手続が打切りとなる案件が相次いでいる。平成25年から平成29年までの間は、東京電力の社員またはその家族からの申立て案件のみであったが、平成30年以降、それ以外の案件についても東京電力が和解を拒否するという案件が増加している。

特に申立人が集団で和解仲介の申し立てを行い、結果、一律に慰謝料が増額された案件に関してその傾向が顕著となっている。すなわち、集団申立てにおいて、和解仲介に当たった仲介委員が、その申立て内容を精査した上で、中間指針に定められた損害に含まれない損害があることを認定し、一律の慰謝料の増額を認める内容の和解案を提示している案件について、東京電力が中間指針を盾に和解案を拒否しているという状況にある。

この点、平成26年8月4日付「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」では、和解仲介業務を担う総括委員会において、1審被告東電が、「中間指針やその考え方から乖離している請求や、客観的事実からすると原発事故との相当因果関係が明らかに認めがたい請求」を認めた和解案があると主張していることを指摘した上で、「そのような和解案は存在しない」と断罪している。さらに、1審被告東電の対応を、「和解仲介手続をも軽視し、ひいては、原子力損害の賠償に関する紛争につき円滑、迅速かつ公正に解決することを目的として設置された当センターの役割を阻害し、原子力損害の賠償に関する法律が定める損害賠償システム自体に対する信頼を損なう」とまで評価している。しかし、このような所見が提示された後も、東京電力が、一律に慰謝料を増額する内容の和解案を拒否する対応を変更することはないまま、打ち切り案件が年々増えてしまった。結果、集団申立てについて、1審被告東電が和解案を応諾しないという取り扱いが定着し、被害者が集団で和解仲介手続を申し立て

る案件自体がなくなってしまった。

原子力損害賠償紛争解決センターは、平成28年以降毎年、1審被告東電に対して「和解仲介案の尊重」を遵守するよう要請し、同センターを所管する文部科学省においても、1審被告東電に同様の要請を毎年行うという異常な現状にある。1審被告東電は、和解仲介手続を担うセンターにも、中間指針を遵守しているとは評価されていないのである。

「私らは何も悪いことをしていない。普通に生活していただけ。それなのに、事故を起こした東電が和解案を拒否して、何の痛みもなく、被害を受けた私たちが救われないのはどうしてなのか。」和解案を拒否されたある申立人の言葉である。1審被告東電には、この申立人の言葉に誠実に回答してきたと言えるのか。

## 5 被害者の「泣き寝入り」を強いる現状

東京電力は、中間指針という基準に従って賠償し、「高い水準で賠償をしてきた」などと主張している。しかし、和解仲介手続だけでも、述べ11万6200人（令和3年5月末日）の被害者が申立てをしている。これを被害者の数%であるなどと軽視すること自体、事故の責任者としての責任をみじんも感じられない。

東京電力は、直接請求、和解仲介手続において、この中間指針に記載されていない、もしくは、中間指針を超えた損害があると主張する被害者に、真摯に向き合ってきたと言えるのか。そもそも、和解仲介案を介さずに、中間指針という基準を超えて賠償を行った例は一例もないはずである。つまり、中間指針を超える被害が存在することを認めさせるためには、被害者は、どうしても訴訟や和解仲介手続に訴えなければならない。

しかし、訴訟や和解仲介手続に訴えること自体、被害者にとっては大きな労力を費やし、多大な時間・費用を費やさざるを得ない。そのことは、本件原発事故から10年が経った現在においても、全国各地に被害者からの集団訴訟が係属していることを見ても明らかである。本件原発事故によって、従前の暮らし、ふるさと、生業、生活基盤すべてを奪われた被害者にとって、その負担は決して軽いものではない。

和解仲介手続を打ち切られた被害者は、約2万2000人にのぼる。その大多数は、未だ提訴には至っていないが、その中からは、このような声が聞かれる。

「自分は訴訟が続いている間に死んでしまう。子どもや孫にこんな負担を負わせるのは忍びない。」

「長い時間をかけても、東電は謝ってくれない。むしろ、自分たちが嘘をついた加害者かのように扱われる。」

「事故が起こってからずっと、東電のひどい対応に付き合わされてきた。もう疲れてしまって、頑張れない。」

「東電も守ると言って、早く解決すると言っていた和解仲介手続ですら、数年かかってしまった。これからさらに長期化する裁判まで頑張れる元気はない。」

このように、長期にわたる交渉で疲弊し、もう訴訟まで関与できないと訴える者がむしろ多数である。

「東電は、私たちが死ぬのを待っているのだと思う。」

あちこちで被害者から聞かれる声である。実際、本件訴訟でも、第一審提訴時から現在までに7名の原告が亡くなつた（他に、訴訟取下後に亡くなつた原告もいる。）。集団での和解仲介手続申立ての中で、最大規模であった浪江町住民による集団申立てでも、申立てから打ち切りまでの間に238名が亡くなつた。原発事故による被害の解決にこれだけの時間をかけてしまうことは、救済されないままに亡くなる尊い命を増やしてしまうことであり、その負担は計り知れない。

訴訟や和解仲介手続といった法的手続をとることの負担から、法的手続にも訴えることができず、あきらめてしまう被害者は数えきれない。にもかかわらず、「訴訟に訴えていない被害者が多いのだから、賠償が充分である」と、訴訟という公開の場で主張すること自体、諦めざるを得なかつた被害者の存在を無視し、被害を直視しない1審被告東電の姿勢を端的に表すものである。1審被告東電には、そのような姿勢から、被害者への二次被害とでも言うべき事態が生まれていることを認識して頂き、自らの対応を省みて頂くことを強く希望する。

以上